2　措置要請を行つた地方公共団体の長（第四項において「要請地方公共団体の長」という。）は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。

3　前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。

4　厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聴く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。

一　学識経験者

二　措置要請に関係する地方公共団体

三　その他厚生労働大臣又は要請地方公共団体の長が必要と認める者

（協定の締結等）

第十三条の三　都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所（次項において「管轄公共職業安定所」という。）の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定（以下「雇用対策協定」という。）を締結することができる。

2　都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他の当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3　都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行うため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

第十四条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改める。

第十五条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第四号中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

第十五条第二項中「前項」の下に「（第二号に係る部分を除く。）」を加え、「第三十二条、第三十三条第一項並びに第三十四条」を「第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十三条の二第四項第三号に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則第九条を削る。

様式第四号（表面）中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第四号（裏面）中「第33条第１項」を「第34条第１項」に改める。

（児童扶養手当法施行規則の一部改正）

第三条　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号ロ(1)中「機関」の下に「、特定地方公共団体（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する特定地方公共団体をいう。第二十四条の五第一項において同じ。）」を加え、「職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第七項」を「同法第四条第八項」に改める。

第二十四条の五第一項中「機関」の下に「、特定地方公共団体」を加える。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第四条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項第三号中「又は職業紹介事業者」を「又は職業紹介事業者等」に改め、「に規定する」の下に「特定地方公共団体及び同条第八項に規定する」を加え、同条第二項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

第百十条第二項第一号イ及び第七項第一号イ、第百十条の三第一項第一号、第百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)並びに第百十八条の三第二項第一号イ、第四項第一号イ及び第九項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

附則第十五条の五第二項第一号イ柱書き中「東日本大震災」の下に「（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）」を、「特定被災区域」の下に「（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域であつて、東京都に属するものを除く。以下同じ。）」を加え、「以下このイにおいて「被災地求職者」という。）（次の」を「第百十条第二項第一号イの職場適応訓練受講求職者を除き、」に、「を除く。）又は」を「に限る。）又は」に、「以下このイにおいて「被災離職者」という。）（次の」を「同号イの職場適応訓練受講求職者を除き、」に、「(3)の」を「(2)の」に、「を除く。）を」を「に限る。）を」に、「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改め、「（平成二十三年三月十一日から平成二十六年三月三十一日までの間に当該被災地求職者を雇い入れる事業主又は平成二十三年三月十一日から平成二十七年三月三十一日までの間に当該被災離職者を雇い入れる事業主に限る。）」を削り、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　東日本大震災の発生時に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により同項第一号から第三号までに掲げる指示の対象となつた区域をその区域に含む市町村に居住していた者

(2)　(1)に規定する者のほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して市町村長が行つた当該事故に係る住民に対する避難の勧奨その他の行為の対象となつた区域又は場所に東日本大震災の発生時に居住していた者であつて、当該行為により当該区域又は場所以外の区域又は場所に避難しているもの

附則第十五条の五第二項第一号イ(3)を削る。

附則第十七条の二の三第二項第一号イ及び第二号イ並びに第十七条の四の四第一項第一号中「職業紹介事業者」を「職業紹介事業者等」に改める。

様式第十四号（第一面）中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」に、「労働者派遣機関」を「派遣元事業主」に、「公的機関等による職業相談」を「公的機関等による職業相談、職業紹介」に、「職業紹介事業者紹介」を「地方公共団体又は職業紹介事業者紹介」に改める。

様式第十四号（第二面）注意６中「民間職業紹介機関、労働者派遣機関」を「職業紹介事業者、派遣元事業主」に改める。